

## 愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 213 号（諮問第 215 号）

件名：拾得物件預り書の控の一部開示決定に関する件

### 1 開示請求

令和 3 年 10 月 5 日

### 2 原処分

令和 3 年 10 月 19 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記 1 に掲げる保有個人情報の自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、別記 2 に掲げる行政文書に記録された個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、一部開示とした。

### 3 審査請求

令和 3 年 12 月 6 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 4 年 1 月 20 日

### 5 答申

令和 6 年 1 月 30 日

### 6 審議会の結論

処分庁が、本件開示請求について、本件保有個人情報を特定したことは妥当である。

### 7 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、自己情報開示請求書に記載した開示請求をする保有個人情報の内容と、自己情報一部開示決定通知書に記載された開示請求のあった保有個人情報の内容が異なる旨主張していることから、本件審査請求の趣旨

は、本件保有個人情報の特定に対するものと解されるため、本件保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。

(3) 本件保有個人情報の特定について

ア 本件開示請求書の「開示請求をする保有個人情報の内容」欄には、「拾得物件預り書 1 枚目（受理日時令和 2 年 1 月 30 日、拾得者 私）に対する A 警察署の控え A 警察署保管のもの」と記載されている。

イ 実施機関によれば、請求人が令和 2 年 1 月 30 日に拾得物を A 警察署に提出した際には、拾得物件を受け付けるための簿冊である拾得物件受付簿により受理されており、この拾得物件受付簿は、3 枚複写となっており、1 枚目が拾得物件台帳、2 枚目が拾得物件控書、3 枚目が拾得者に交付する拾得物件預り書であるとのことである。

そして、本件開示請求日時点において、1 枚目の拾得物件台帳については、行政文書の保存期間が令和 3 年 3 月 31 日までであるため既に廃棄していた一方で、2 枚目の拾得物件控書については、拾得物件台帳と保存期間が異なることから A 警察署において保管されていたため、審査請求人に電話で連絡し、開示請求書に記載された「1 枚目」の 3 文字を削除する補正を行ったとのことである。

ウ 当審議会において本件保有個人情報を確認したところ、審査請求人を拾得者とする受理日が令和 2 年 1 月 30 日の拾得物件預り書の A 警察署の控であって、本件開示請求の内容に合致するものであると認められた。

ほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情は認められないことから、処分庁が本件保有個人情報を特定したことは妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、審査請求書において、決定通知書に記載された開示の実施の方法に誤りがあることから、正しい処分を求める旨を主張しているが、条例第 21 条第 1 項は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所その他開示の実施に関し実施機関の規則で定める事項を書面により通知しなければならない旨規定しており、開示請求に係る保有個人情報を開示するか否かの決定と開示の実施とは別個の行為である。

よって、開示の実施の方法に対する不服は、条例第 43 条の 2 第 1 項本文に規定する開示決定等に対する審査請求とはいえないことから、当審議会が判断すべき対象であるとは認められない。

イ 本件保有個人情報の特定については前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別記 1

拾得物件預り書（受理日時令和 2 年 1 月 30 日、拾得者 私）に対する A 警察署の控  
A 警察署保管のもの

別記 2

拾得物件控書（令和 2 年 1 月 30 日受理のもの）